

指定訪問看護・指定予防訪問看護 重要事項（行橋記念病院訪問看護ステーション）

1 事業の目的と運営方針

要介護状態又は要支援状態にある方に対して、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じた自立した日常生活が出来るよう適切な指定訪問看護又は、指定介護予防訪問看護を提供する事を目的とします。

また、関係市町村、地域の保険、医療、福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2 事業者概要

事業者名称	医療法人社団翠会
主たる事務所の所在地	東京都板橋区三園1丁目19-1
法人種別	医療法人
代表者名	齊藤 雅
電話番号	03-3939-1191
介護保険法令に基づき福岡県知事から指定を受けている事業者名称（指定番号）	各事業所につき介護保険法令に基づき福岡県知事から指定を受けている住宅サービスの種類
行橋記念病院訪問看護ステーション	訪問看護

3 利用事業所

利用事業所の名称	行橋記念病院訪問看護ステーション
所在地	福岡県行橋市北泉3丁目9-1
管理者の氏名	那須 裕太
電話番号	0930-23-8111
FAX番号	0930-23-8189
指定番号	4067590044
サービス提供地域	行橋市・苅田町・みやこ町・築上町・小倉南区

4 利用者事業所の職員体制（令和 7 年 5 月 1 日現在）

従業者の職種	員数	勤務の体制
看護師	17 名	常勤 8 名 兼務 9 名
准看護師	1 名	常勤 0 名 兼務 1 名
作業療法士	0 名	常勤 0 名 兼務 0 名
精神保健福祉士	1 名	常勤 1 名 兼務 0 名
事務員	1 名	常勤 1 名 兼務 0 名

5 営業日と営業時間

営業日と営業時間	月曜日～土曜日 休日	9時～17時 日曜、祝日、8/13～8/15 12/30～1/3
※24時間対応体制		

6 利用料

訪問看護サービスが、介護保険の適応を受ける場合、各利用者の負担割合に応じてお支払いいただきます。但し、介護保険法令に基づいて、保険給付の償還払い（一旦あなたが利用料の全額を支払い、その後市町村から9割の支払いを受ける場合）の方法をご希望の方はお申し出下さい。

7 衛生管理等

訪問看護師等の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行う。

- ①ステーションは事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努める。
- ②感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設立する。
- ③感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成する。
- ④感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施する。

8 高齢者虐待防止のための措置

- ①ご利用者様の尊厳を守るという基本的な考えのもと、虐待は決して行いません。ご利用者様の人格を尊重する視点に立ってサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合には、ただちに防止策を講じ市町村へ報告とします。
- ②虐待防止のための指針を整備するとともにご利用者様の権利擁護、サービスの適正化に向けた定期的な職員研修等を実施するものとします。
- ③前項の措置を適正に実施するために虐待防止担当者を配置します。

9 身体拘束等の禁止

当事業所は、サービス提供にあたって、ご利用者様の生命または身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束やその他利用者様の行動を制限する行為（以下、「身体拘束」という）を行うことはありません。

10 ハラスメント対策

ステーションは、ハラスメント対策のための対応を、以下のとおりとする。

- ①職場において行われるハラスメントにより、訪問看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化の必要な措置を講じる。
- ②カスタマーハラスメント防止のための方針の明確化の必要な措置を講じる。
- ③職場におけるハラスメントの内容及びハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発する。
- ④相談対応のための担当者や窓口を定め、従業者に周知する。

11 業務継続計画の策定等

ステーションは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

- ①ステーションは、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するものとする。
- ②ステーションは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

12 苦情申し立て窓口

★サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当事業所 ご利用相談・苦情申し立て窓口

(直)	名 称	行橋記念病院訪問看護ステーション	担当者名	那須 裕太(訪問看護ステーション所長)
	電話番号	0930-23-8111	F A X	0930-23-8189
(代)	名 称	行橋記念病院	担当者名	池下 孝人(行橋記念病院医療安全管理責任者)
	電話番号	0930-25-2000	F A X	0930-25-3477

行橋市役所 介護保険課	行橋市中央一丁目1番1号
電 話 0930-25-1111	F A X 0930-26-3017
京築保健福祉環境事務所 社会福祉課	行橋市中央一丁目2-1
電 話 0930-23-2970	F A X 0930-23-4880
京築広域連合豊築支部	豊前市大字八屋1702-5
電 話 0979-84-1111	F A X 0979-84-1116
荻田町役場 介護保険課	京都郡荻田町富久1-19-1
電 話 093-434-5544	F A X 093-436-3014
みやこ町役場 介護保険課	京都郡みやこ町松山上田960
電 話 0930-32-8032	F A X 0930-32-8034
築上町役場 高齢者福祉課	築上郡築上町大字椎田891-2
電 話 0930-56-0300	F A X 0930-56-0334
福岡県国民健康保険団体連合会	福岡市博多区吉塚本町13番47号
電 話 092-642-7859	F A X 0930-642-7857
北九州市役所 介護保険課	北九州市小倉北区城内1番1号
電 話 093-582-2771	F A X 093-582-2095
小倉南区役所 保健福祉課介護保険係	北九州市小倉南区若園五丁目1番2号
電 話 093-951-4111	F A X 093-923-0520

13 虐待に関する問い合わせ

行橋市	泉高齢者相談支援センター	0930-23-6000
	今元高齢者相談支援センター	0930-22-1010
	中京高齢者相談支援センター	0930-23-5616
	仲津高齢者相談支援センター	0930-26-1180
	長峽高齢者相談支援センター	0930-23-8236
	行橋高齢者相談支援センター	0930-23-8222
荻田町	地域包括支援センターかんだ	093-436-1301
	地域包括支援センターおばせ	0930-24-6500
	しらかわ相談窓口	0930-23-8627
みやこ町	みやこ町地域包括支援センター	0930-32-8032

14 緊急時の対応・方法

利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかにかかりつけの医師に連絡をとるなど緊急連絡先に連絡致します。また、必要な措置を講じます。

協力医療機関	医療機関の名称	行橋記念病院
	院長名	一甲 則男
	所在地	福岡県行橋市北泉3丁目11-1
	電話番号	0930-25-2000
	診療科	内科・精神科
	入院設備	有り
	緊急指定の有無	無し
	契約の概要	同一法人の経営である

15 事故発生時の対応・方法

事故が発生した場合は、利用者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講ずるとともに、速やかにご家族や市町村（保険者）、及び担当の居宅介護支援事業者、又は介護予防支援事業者に連絡致します。

なお、事故が食中毒や伝染病等、地域性を有する場合は、事業所の所在する市町村及び保健所への報告も行います。

16 賠償責任

事業者は、利用者に対する訪問看護サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体・財産に損害が発生した場合は、速やかに利用者に対して損害を賠償します。

（但し、事業者に故意過失がなかった場合にはこの限りではありません。）

※介護サービスの情報公開制度を県庁ホームページに掲載中

利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

事業所又は施設名	行橋記念病院訪問看護ステーション
申請するサービス種類	訪問看護、介護予防訪問看護

措 置 の 概 要

1 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置

相談・苦情に対する常設の窓口として、相談担当者を置いている。また担当者が不在の時は、基本的な事項については誰でも対応できるようにするとともに、担当者に必ず引き継ぐようにする。苦情の受付は口頭でも行うが窓口「苦情・要望箱」を設置し、文書による苦情・要望にも応えられるよう対応する。

営業日、営業時間以外についても、転送電話、留守番電話で対応し、後日速やかに対応する。

電 話 番 号 : 0930-23-8111

相 談 担 当 者 : 那須 裕太

2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

- ①苦情があった場合は、直ちに相談担当者が本人または家族に連絡を取り、詳しい事情を聞くと。に担当の職員からも事情を確認する。
- ②苦情内容については管理者に報告するとともに、相談担当者が必要があると判断した場合は、事所の職員全員で検討会議を行う。
- ③検討の結果等を踏まえて、必ず翌日までに具体的な対応をする（利用者が謝罪に行く、改善の取り組みの報告等）。
- ④記録を台帳（パソコンのデータベース）に保管し、再発防止と今後の改善に役立てる。

3 その他の参考事項

普段から苦情が出ないよう、利用者の立場に立ったサービス提供を心掛ける。

- ① 毎日の朝礼で重要伝達事項の確認を行う。
- ② 従業者の資質の向上のための研修機会を確保する。
 - ・ 全従業者を対象に、職場研修を年2回行う。

4 公的機関の相談窓口

行橋市役所介護保険課	電 話	0930-25-1111
京築広域連合（代表）	電 話	0930-23-2244
京築広域連合豊築支部	電 話	0979-84-1111
荻田町健康福祉課介護保険係	電 話	093-434-1111
みやこ町役場介護保険係	電 話	0930-32-8032
築上町役場高齢者福祉係	電 話	0930-56-0300
国民健康保険団体連合会	電 話	092-642-7859
北九州市役所介護保険課	電 話	093-582-2771
小倉南区役所（まちづくり推進課）	電 話	093-951-4111